

「過疎」地域における自治体行財政水準

重 森 暁

はじめに

「過疎」という言葉が生まれてから、ほぼ10年が経過した。この間、多くの人々が「過疎・過密」を日本社会の病弊として指摘し、また少数ではあったが何人かの人々が「過疎」の定義や「過疎」の実態、そして「過疎」対策のあり方等について論じてきた。政府は1970（昭和45）年、過疎地域対策緊急措置法（以下「過疎法」と略す）を制定し、各都道府県および市町村による過疎地域振興計画がつけられたが、それも今年（75年）で前期5ヶ年間の事業を終え、後期5ヶ年計画の実施段階に入っている。しかし、「過疎」についての科学的解明は十分に深められているとはいえず、政府・自治体による「過疎」対策も、若干の経験と教訓をうみだしながらも、この問題を根本的に解決する展望をきりひらいてるとはいえない。その根本原因が対米従属下の強資本蓄積と、国際分業および全国的地域分担論にそった地域・産業の再編成・合理化政策にあることはいうまでもない。しかし、同時にこうした路線に対抗するはずの地域・自治体をめぐる諸論調の多くが、その照準を「都市問題」にあて、「過疎」地域の問題を看過ないし軽視してきたことにも、責任がなかったとはいえないと思うのである。

いわゆる「都市自治体論」の最大の弱点の1つは、「都市と農村の関係を全く無視しているということ」である⁽¹⁾。最近の「都市自治体論」の基調をなす「シビル・ミニマム論」が、農村をふくむすべての地域の都市化を必然的なものとして前提し、地域性の問題を視野の外におくかぎり、それは避けられない陥穽であったといえる。地域的不均等性あるいは都市と農村の対立の問題を欠落させ、閉鎖的なコミュニティを理論的に設定した上でシビル・ミニマムを説くことは、限定された範囲での抵抗の表現としては有効性をもちえたとしても、結局は政府・自治体の政策的枠組みのなかにとりこまれ、都市と農村の双方を自己の支配下に

おこうとする金融資本の運動を助ける結果とならざるをえないのである。

私たちが直面している事態は、「過疎・過密」というかたちで都市と農村の対立が一層その深刻の度を増し、都市と農村の対立を克服する必要性と可能性がますます強められているということである。だとするならば、「過疎」自治体における行財政水準のあり方についての理論的検討は、こうした「都市自治体論」における「シビル・ミニマム論」とは全く異なる角度からなされなければならないことは明らかであろう。この小論の課題は、以上のような立場から、「過疎」地域における自治体の基本政策のあり方について、都市と農村の対立を克服する展望のなかにこれを位置づけつつ論じることである。

まず、「過疎」現象の理解の仕方や「過疎」対策のあり方についての基本的対抗関係がどこにあるのか？という点の検討から始めることにしよう。

1 「過疎」をめぐる基本的対抗

先にものべたように、政府・自治省と各自治体による「過疎」対策は、前期計画の実施を終了した。ここで、私たちは「過疎」対策のあり方を実際の経験をふまえて総括し方向づけることのできる時点にたっているわけである。しかし、「過疎」対策を考えるまえに、私たちはまず「過疎」とは何か？「過疎」対策のねらいは何か？等についての基本的対立がどこにあるかを、正確に見据えておかななくてはならない。

安達生恒氏を中心とする過疎地域問題調査会は、昨年3月、政府から委託をうけて『過疎地域問題調査報告書——今後の市町村過疎振興計画の在り方——』と題する報告書をまとめている。それによると、就業機会・所得の増加、人口減少率鈍化、町村財政力のいくぶんの回復など、ここ4年間で若干の好転がみられたものの、「それによって過疎問題が本質的に解決の方向に向っているとは判定しがたい」⁽²⁾との評価が下されている。

私たちの興味をひくのは、同「報告書」が、「過疎法」成立期の「過疎」をめぐる論議を、(1)中央官庁、財界、エコノミストなどによる経済的合理主義の立

場、(2) 過疎市町村・道府県などの自治体による国への要望、(3) ジャーナリズムの一部で追求されていた、人間論をふまえた地域過疎論の立場、の3つに整理した上で、「過疎法は第3の人間視点の地域過疎論を軽視したまま、もっぱら第1と第2の論議・主張の妥協点で成立した感がある」⁽⁹⁾と評価していることである。ここでは、「過疎」をめぐる基本的対抗は、政府・財界による「経済合理主義」の立場と、ジャーナリズムによってうちだされた「人間的な地域過疎論」との間にあると見られているわけである。この見方は正しいであろうか。今井幸彦氏等の『日本の過疎地帯』（岩波新書、1968年）をはじめとするいくつかのすぐれた実態調査や「告発」が、この問題で貴重な貢献をしていることを、私たちも否定するつもりはない。しかし、後に詳述するように、これらの「人間的な地域過疎論」は、政府・財界の「過疎」対策の本質を鋭くえぐりだし、それに対決しながら真の解決の道をさし示すという点では十分であったとはいいがたい。というより、「過疎」問題の基本的理解においては政府・財界のものとそれほど大差がなく、むしろ共通の基盤の上にならなければならないとさえいえるのである。

そこで、私たちは、安達生恒氏等が整理した「経済的合理主義」と「人間的な地域過疎論」の中味を詳細に吟味することによって、真の対抗はどこにあるかを、あらためて探り出してみなければならない。

a 人口論的過疎論

安達生恒氏等の『報告書』は、中央官庁、財界の「過疎」にたいする見方は、「過疎」は経済の高度成長過程で必然的におこる労働力移動の結果であり、山村の淘汰は経済法則の貫徹による必然現象にすぎないという経済的合理主義、もっとはっきりいえば資本合理の立場であると断じている。

ところで、この「資本合理」の立場からする「過疎」把握は、どのような論理の上に成り立っているのであろうか。その論理の大前提は、一見至極当然のことのように見える事実、すなわち特定の地域における人口現象（人口減少）と、そのことによってひきおこされる生活諸条件の維持の困難、これを「過疎」となづけることである。人口現象が論理の出発点におかれるという意味で、私たちはこ

れを人口論的過疎把握とよぶことができよう。

その基本方向は、周知の経済審議会地域部会報告（1967年10月）の定義によってあたえられた。

「都市への激しい人口移動は人口減少地域にも種々の問題を提起している。人口減少地域における問題を“過密”に対する意味で“過疎問題”と呼び、過疎を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難になった状態、たとえば防災、教育、保健などの地域社会の基礎的条件の維持が困難になり、それとともに資源の合理的利用が困難となって地域の生産機能が著しく低下することと理解すれば、人口減少の結果、人口密度が低下し、年齢構成の老齢化が進み、従来の生活パターンの維持が困難となりつつある地域では、過疎問題が生じつつあると思われる」。

このような、「過疎を人口減少のために一定の生活水準を維持することが困難となった状態」とする把握の仕方は、その後、「過疎法」にもほぼ同様の形でとり入れられている⁽⁴⁾。

ここで、私たちは、以上のような規定をうけいれながら「過疎」の経済学的考察を深めた新飯田宏氏の論文⁽⁵⁾を、とりあげることにしよう。というのは、この「経済学的考察」はその純学問的性格の故に、「人口論的過疎論」の本質を最もよく示していると思われるからである。

新飯田氏は、「過疎」をたんなる「辺地」と区別し、また人口流出一般と区別することに鋭意努力して、「過疎の基本現象」を次のように定義する。

「急速な人口流出によって生じる従来の生活基盤が維持されなくなるという過疎の基本的現象は、地域内家計集団の急激な減少によって、その地域内の全家計による公共財の一人当たり（または一家計当たり）平均コストが急上昇し、そのコストが残された地域住民でまかないきれなくなることによって公共財消費量が減少していくことにある」⁽⁶⁾。

このようにして、「過疎」地域社会における複雑な諸相は、公共財の費用関数の問題に単純化される。ここで、この費用関数を規定する要素は、家計集団の規模、公共財サービスの水準、指定される地域の3つであるとされるが、私たちは

これらの要素の抽象性と一面性を問題としないわけにはいかない。

まず第1に、家計集団の規模であるが、ここでの人口＝家計集団は、全くただの「人口」として、地域の産業や土地や自然との結合関係、あるいは家族の存在形態から切り離された形で描かれている。というよりむしろ、公共財の費用負担能力の指標としてのみ扱われている、といった方が正確であろう。

次に、C. S. シャップの概念を借用した、集合的消費財、集団消費財の2グループからなる「公共財」概念の抽象性である。「過疎」化の進みつつある農山漁村において、問題となるのは、ある財やサービスが特定の個人によって消費されるかそれとも地域のすべての人々によって消費されるかといった基準や、あるいは、その財やサービスの供給が市場的に解決できるかどうかといった基準ではありえない。全体としては商品経済の渦の中にまきこまれてはいえ、地域の「共同体」的性格が強く残され、地域の生産と生活がある程度地域のすべての人々によって見透せているような農山漁村において、問題はむしろ別のところにあるといわなくてはならない。すなわち、その財やサービスの供給が、地域の生産と生活の振興に資するものであるのかそれともたんに都市的生活様式の導入をもたらすだけのものであるのかという基準、あるいは、農民的小土地所有と経営の発展につながるのかそれともその解体と金融資本による地域支配を促進するにすぎないものなのかという基準、これこそが農山漁村地域にとっては決定的に重要とならざるをえないのである。この点の現実的評価をぬきにして、「公共財」という抽象概念で「基礎的生活条件」を語ることは、論理に一種の欺瞞をもちこむことにつながるであろう。もともと「公共財」概念は市場経済がその「失敗」を問題とせざるをえないまでに爛熟したところで生みだされた概念であった。そのような概念を「過疎」地域の基本現象の説明に導入するためには、一つ的前提が必要である。すなわち、市場＝商品経済と共同消費の成長、いかえれば都市的生活様式の農山漁村地域への浸透という前提がなければならぬ。ところが「過疎」地域において問題になるのは、この都市的生活様式の導入といかに対決するか、対決しながら都市と農村の対立をいかに根本的に克服するかということなのである。というのは、今日農山漁村地域の都市化とは、都市と農村の対立、

都市による農村支配の一つの新しい表現形態にほかならないのだから。

最後に、「過疎」地域における公共財の費用関数の一要素としての「指定された地域」は、まさに他の諸地域とは遮断された抽象的「地域」設定である。このような「地域」の範囲を、府県とするか市町村とするか集落とするかは、「費用関数」を描こうとするものの恣意に完全に委ねられる以外にはない。ところが、今日、交通通信、教育、医療、生活等々の諸施設いずれをとってみても、ある1つの集落という孤立的な対象範囲にとじこめて考察することはおよそ不可能なものばかりである。それらの諸施設は、都市と農村、地域と地域、集落と集落のつながりのなかで存在し機能しているのであり、また、集落、市町村、府県、国がそれぞれの責任分担において様々な連鎖をつくりながら供給することによって、はじめて完全なものとなりうる筈のものだからである。

以上のような、費用負担能力として一面化された「人口」、農村生活様式の都市化を前提とした「公共財」、他の地域から遮断された「指定された地域」、という3つの要素からなる関数で、「過疎」の基本現象が説明されるならば、当然のことながら結論は次のようなものとならざるをえない。すなわち、「過疎」とは、人口（家計集団）の減少によって一定の公共財の費用負担が不可能になることであるから、その費用負担が可能になるような水準にまで集落の移転・統合をすすめて、人為的に最適規模の集落（ないしは都市）をつくりだせばよいということである。新飯田氏が、人口流出自体はなんら病的症状ではなくむしろ経済的にみて合理的な行動であることを強調し、いくつかの「過疎」対策のうちで集落再編成こそが、「少しでも費用関数を下げることがねらうもので」⁽⁷⁾あり、最も評価されるべき施策だと結論づけているのは、けだしもっともなことだといわなければならない。これはまさに、行政投資効率の立場からみた農山漁村地域の再編成「合理化」のイデオロギーにほかならない。3つの要素は、「合理化」再編成の基準として役立つだけのものとなる。新飯田氏は、他のところで、この「指定された地域」を集落に設定することが最も適当であるとしているが⁽⁸⁾、これは国鉄会計における「線区別区分経理」の地方線区のようなものである。国鉄の「線区別区分経理」が、地方線区の「赤字」を一層大きくみせることによって、負担の増

大か、さもなくば撤去をせまる政策的手段であるように⁽⁹⁾、集落を単位として作成される「公共財」の費用関数は、集落の費用負担の増加か、さもなくば集落の移転をせまるための政策的手段とならざるをえないのである。

ちょうど「過疎」という言葉が使われだしたのと時を同じくして言われだし、「新全国総合開発計画」(69年策定)によって定式化された、政府による「過疎」対策の基本は、「産業振興のための公共投資」重点から、「集落再編成を含めた生活環境条件の向上」重点への転換であり、地方の中核都市と一体となった周辺地域の生活環境の整備を中心とするものであった。この一見「生活優先主義」とみえる「過疎」対策は、実際には、一方では「総合農政」による農民的土地所有の徹底的解体と労働力の流動化を促進しつつ、他方で広域生活圏を単位とする集落の集中・再編成と都市的基盤の整備を進めることによって、大工業の地方分散、農山漁村地域への工業導入の条件をつくりだそうとするものであった⁽¹⁰⁾。新飯田氏の、「公共財」の費用関数による「過疎」の説明は、まさにこのような「新全総」型「過疎」対策に理論的基礎を提供するものであり、「過疎」の根本的解決どころか、「過疎」化の一層の促進、農山漁村の貧困化と崩壊の決定的進行をもたらす論理にほかならないといえよう。

b 人間的地域過疎論

行政投資効率と工業の地方分散をねらいとする「人口論的過疎論」が、以上のようなものであるとすれば、いわゆる「人間視点の地域過疎論」は、それに対抗する有効な理論的・政策的武器となりうるであろうか。最初に述べたように、私たちは「人間的過疎論」の積極面を全く否定するものではないが、同時に、その批判の限界、政府・財界の政策に吸収されかねない論理の弱さをも認めざるをえない。ここでは、「過疎」問題にかんする最新の労作、池上徹氏の『日本の過疎問題』(東洋経済新報社、1975年4月)を対象に、この点を明らかにしておきたい。

「わたしは過疎を、地域社会における人びとの人間らしい生活の確保の問題であるとの視点において考えたい。そして過疎問題を、地域社会における共通の困

難や要求の全体として確認しつつ、そこで不断に社会経済の変動の過程を生きなければならぬ人間の、現実的な存在の問題として地域生活政策の課題とすべきであるとする⁽¹¹⁾。

この引用文に、池上徹氏の人間的地域過疎論の立場があますところなく表明されている。このような人間的視点にたちつつ、氏は、「過疎」の概念を次のように確認する。

「すなわち、過疎とは、人口の急激な減少によって、地域社会における人びとの生活を支えている基礎的条件の維持が困難になる状態である⁽¹²⁾と。

ここで、まず最初に私たちが気づかされることは、氏による「過疎」の定義づけが、政府の公式見解による「過疎」概念とほとんど違わない、ということである。氏は、「経済社会発展計画」、「計済審議会地域部会報告」、「過疎法」などにおける「過疎」の定義をこまかに検討した上で、この定義を自ら正しいものとして承認しているのである。氏自身がいうように、それは公的表現のうちでは「経済社会発展計画」のものに近い。そして、私にいわせれば、これらの表現は大同小異で、その本質的内容には大差はないと思われるのである。それらが共通して「人口減少」を事態説明の出発点にすえ、「生活の基礎条件の維持の困難」に「過疎」問題を帰着させているという点において。

このような「過疎」概念の把握が、ある種の前提を理論の背後に隠し、一定の政策目的に従ってつくりだされたものであることは、すでにa項でみたとおりである。この点の注意深い吟味をぬきにして、「過疎」の公式的定義をほとんどそのまま受け入れていることにたいし、私たちは、氏の論理の先行きにある種の危惧を感じざるをえないのである。

池上徹氏は、次に、「過疎化をもたらした諸要因」として、(1) 都市と農村の所得格差、(2) 農村における都市的生活の利便の不足、(3) 住民意識の変化の3つをあげて説明しているが、その基本的内容は「人口論的過疎論」たとえば新飯田氏のもの、ほとんど変わりはない。ここでは、簡単に問題点だけを記しておく。第1に、都市と農村の不均等発展、前者による後者の支配の問題が、生産性格差、所得格差などのたんなる「格差」問題に解消されて、農村地域の生産や所

得にたいする金融資本とその国家による「支配」の実態がほとんどおさえられていないこと。第2に、都市と農村の生活環境の比較が、一面化された都市的消費生活様式を基準におこなわれていること、それはまた、農村生活の実相が農山漁村地域の産業や労働とのかかわりで把握されていないことに基因している、ということである⁽¹³⁾。

以上のような「過疎」把握にたつて、池上氏がうちだす「過疎政策」の基本理念は、憲法第25条や13条に定められた生活権の保障を、地域においていかに実現するかということである。このベヴァリッジ報告以来の生活権の思想は、池上氏によって、次のような3つの価値段階と2つの次元からなる地域生活の構造として具体化されている⁽¹⁴⁾。

<3つの価値段階>

A……生存、B……生活（狭義）、C……人生

<2つの次元>

一般住生活……①防災保安、②交通通信、③保健衛生、④社会福祉、⑤住環境、⑥教育、⑦自由時間、⑧参加集会

経済生活……⑨所得、⑩労働

このような地域生活の内容把握と、住民要求との対応において提起される「過疎政策」の展開は、「公共財」の費用関数に抽象化された新飯田氏のそれとは異なり、具体的であり、いくつかの貴重な示唆をふくんだものである。そして、それはまた、都市自治体を基礎としたシビル・ミニマム概念にたいする一定の批判に媒介されているのである。

たとえば、池上氏は、「シビル・ミニマムにおける地域性の不在」を指摘して次のように述べる。

「ここで注意しなければならないのはシビル・ミニマムが都市を前提にするとはいいいながら、その都市の概念において地域性が明確になされていない点である。そこでは都市とは、一定規模以上の社会集落といった程度にゆるやかに考えられ、産業構造上の農村社会さえも都市に包含されると解する余地のある概念となっている」⁽¹⁵⁾。

さらに、

「生活環境の格差を解消し、非都市部の地域社会の生活水準を、都市の地域社会における現代的な生活水準に近づけていこうとする志向は理解できるが、人びとの生活問題には、すべての地域社会に共通する部分と必ずしもそうでない部分があり、都市の地理的空間における生活要求としての視角をもったシビル・ミニマムを、農村の生活空間にもちこむことが必ずしも妥当とは限らない」⁽¹⁶⁾。

この批判は、シビル・ミニマム概念における地域性の視点の欠如を衝き、それぞれの地域における住民の生活要求との密着を強調するかぎりにおいて、正しいものといえよう。しかし、他方では、シビル・ミニマム論の最大の問題が、資源・生産・労働における独占の支配を無視し、それと切断された形で市民的生活の最低水準の充足を云々することにある、という点についての批判はなされていない。そういう意味では、氏のシビル・ミニマム論批判は不徹底に終わっているといわざるをえない。氏自身もいうように、たとえば、過疎地域の生活空間管理といった問題にしても、「自然保護、自然景観の保全、自然災害の防止といったことからは、人びとの日常の適切な管理があってはじめて可能である。そこに農民がいて、地道に農林業を営んでいたから、自然は保全されてきたのである」⁽¹⁷⁾（傍点重森）。このように自然の保全は地域の農林業のあり方と結びついているのであるが、それ以上に、氏のいう「一般住生活」の諸問題は地域の産業・労働の問題と結びついている筈である。氏の理論のなかに、この点の認識が全く欠けているというわけではなく、また、「第10章 過疎地域産業の振興と経済生活条件の改善」においては、この問題についての基本的に正しい論述がなされているのであるが、氏の論理全体のなかで、地域の産業と労働の問題はやはり従属的位置をあてえられており、生産の問題と結びついた生活の問題の展開という視角が貫かれていない、ということは否定できない。

氏はまた、「非都市部の地域社会の生活水準を、都市の地域社会における現代的な生活水準に近づけていこうとする志向は理解できる」としているのであるが、私たちは、その都市的生活水準の内容をこそ問題にしなければならないのではないだろうか。都市的生活様式とは、消費手段の商品化と共同消費の必要性の

発展ということであり、そのことは同時に住民生活の独占による支配の拡大と貧困化である。農村地域の生活を、都市の水準に近づけるという志向が、現代的行政投資効率の志向と結びついて作用する場合、それはまさに、大工業の地方分散＝独占の資本蓄積の基盤づくりとしての農村の都市化とならざるをえない。この点は先に述べたとおりである。この点の批判を欠いたシビル・ミニマム概念批判は、決して十分であるとはいえないのである。

以上、きわめて簡単にはあるが、池上徹氏を対象に、いわゆる「人間的過疎論」の問題点を見た。それは、一言でいうと、「過疎」の定義と「過疎」の原因の理解において、上記の「人口論的過疎論」と同じレベルにとどまり、その「過疎政策」においても、人間的な生活権の保障を中心にすえながら、結局、政府の「過疎」対策の流れのなかに吸収されてしまう弱点をもっているのではないかと、ということであった。「過疎問題」についての最新で最良の、そして幾分かはその「過疎政策」には弱点を克服する芽が含まれていると思われる氏の労作ですらそうなのである。このように見てくると、「過疎問題」における基本的対抗を行政投資効率の立場からする「人口論的過疎論」と「人間視点の地域過疎論」におくことは、まちがいではないかと思われてくるのである。

というよりもむしろ、私たちが「過疎」概念から出発するかぎり、政府・財界の「経済的合理主義」と対決しこれを克服する論理を対置することはできないのではないだろうか。「過疎」という言葉は、もともと「人口減少による地域生活の困難」を表現するものとして造語されたものである。だれでもすぐ気がつくように、「人口減少」の前にすでに農山漁村地域における生産と生活の諸困難は存在した筈であるし、「人口減少」はそうした諸困難の一表現形態にすぎないものである。「人口減少」の原因を地域の内部からではなく都市との「格差」によって外部的に説明し、その上で「人口減少」による生活条件の維持の困難を説く論法は、地域の生産と生活における諸困難を一面化して表現することになるのではないだろうか。私たちは、このような方法ではなく、農山漁村地域における諸困難＝貧困化の地域的表現の総体を把握するところから出発しなければならないと思うのである。

貧困化の地域的表現の総体として農山漁村地域の諸問題をとらえることは、第1に、地域の生産と生活を、資本蓄積との関連で、独占と国家による地域支配との関連で考察するということであり、したがって第2に、地域の生活過程だけでなくその基礎にある生産過程、とりわけ農林漁業と地場産業のあり方を重視するということであり、また第3に、他の地域と遮断された個別的な地域の問題としてではなく、都市と農村の対立＝支配関係の全体的把握とその根本的解決への展望のなかにそれを位置づける、ということである。そして、このようにしてはじめて、政府・財界による大工業の地方分散の「受け皿」づくりとしての「過疎対策」に真に対抗しうる論理をくみだてることのできるのではないだろうか。

2 現代的貧困の一形態としての「過疎」

1において、われわれは、住民の生活権擁護の立場から出発する「人間論的地域過疎論」が、行政投資効率の立場からする「人口論的過疎論」と充分に対決しえないこと、それだけでなく、「人口減少による生活困難の増大＝過疎」という後者と同様の「過疎」把握にたつかぎり、その論理の枠内にはまりこみ、それを補完するだけの役割を果しかねない危険性をもつことを明らかにした。そして、行政投資効率の立場からの地域の再編「合理化」のイデオロギーとしての「人口論的過疎論」と真に対決するためには、農山漁村地域における諸困難の総体、すなわち現代的貧困化の地域的表現としての「過疎」の実態を、資本蓄積との関連において、都市と農村の対立という全体的構図のなかで把握することが肝要であることを示した。

そこで、われわれは次に、現代的貧困化の地域的表現としての「過疎」の実態把握の論理を明らかにしなければならない。ここでそれを十分に示すにたただけの実態調査がふまえられているとはいえないことに、若干の危惧を感じないわけではないが、筆者の高知県における乏しい経験などを基礎に、その輪郭だけでも提示しておくことにしたい。

まず、「過疎」化現象の第一の、そして最奥の基礎が農民的土地所有と小農経

営のあまりにも急激な解体にあることはいうまでもない。独占による資本の強蓄積の対極にある零細な小規模農業の衰退、そのことの別の表現としての農山村地域における相対的過剰人口の析出——他方でそれが絶対的な人口不足となる——こそ、「過疎」化の深部に潜む原因であり結果であるという、このあたりまえの事実をまず確認しておく必要があるであろう。「過疎法」にさだめる過疎地域市町村数が35（全市町村数の66%，面積で68.2%）という典型的「過疎県」である高知県を例にとれば、この実態は次のような諸指標に明瞭に示されている。「高度成長」期（60—70年）に、高知県の農林漁業就業人口は、全体で35.3%も減少した。減少率は市部よりも郡部の方が一層大きい。いわゆる都市近郊農業の解体

表 1 高知県における就業者構造の推移

(単位 人, %)

		職 業				従 業 上 の 地 位			総 数
		農林漁業	生産運輸	販 売 サービス	事務管理	雇用者	自営業者	家 族 従業者	
高 知 県	60年	211,993 50.5	90,958 21.6	61,826 14.7	52,315 12.5	165,844 39.5	125,685 29.9	128,596 30.6	420,169 100.0
	65	159,665 40.0	104,814 26.2	67,671 16.9	67,242 16.8	191,223 47.9	106,267 26.6	101,389 25.4	399,510 100.0
	70	137,120 33.1	116,370 28.1	77,220 18.7	81,505 19.7	216,007 52.2	107,421 26.0	90,001 21.8	413,429 100.0
市 部	60	82,701 38.0	55,125 25.3	42,475 19.5	37,515 17.2	105,167 48.3	60,415 27.7	52,254 24.0	217,851 100.0
	65	64,202 28.6	65,663 29.2	47,980 21.3	46,956 20.9	126,587 56.3	53,944 24.0	44,089 19.6	224,860 100.0
	70	56,235 23.0	73,990 30.2	56,190 23.0	57,975 23.7	145,662 59.6	57,537 23.5	41,399 16.9	244,598 100.0
郡 部	60	129,292 63.9	35,833 17.7	19,351 9.6	17,800 8.8	60,677 30.0	65,270 32.3	76,342 37.8	202,318 100.0
	65	95,463 54.7	39,151 22.4	19,691 11.3	20,286 11.6	64,636 37.0	52,323 30.0	57,300 32.8	174,650 100.0
	70	80,885 47.9	42,380 25.1	21,030 12.5	23,530 13.9	70,345 41.7	49,884 29.5	48,602 28.8	168,831 100.0

(資料) 『高知県統計書』昭和45年版および昭和47年版より作成。

表2 高知県における農家数、農家人口の推移

(単位 戸, 人)

		1960年	65年	70年		
				県全体	市部	郡部
総農家数		85,397	74,749	67,150	25,589	41,561
専兼業別	専業	23,832	16,573	14,407	6,043	8,364
	第1種兼業	28,057	24,772	19,379	7,024	12,355
	第2種兼業	33,508	33,404	33,364	12,522	20,842
経営耕地規模別	0.3ha未満	26,910	20,846	17,919	6,773	11,146
	0.3～0.5ha	17,225	15,257	13,406	4,635	8,771
	0.5～0.7ha	14,384	12,708	10,962	3,968	6,994
	0.7～1.0ha	14,437	12,791	11,388	4,415	6,973
	1.0～1.5ha	9,518	9,720	9,141	3,885	5,226
	1.5～2ha	2,247	2,558	2,949	1,310	1,639
	2～2.5ha	360	535	813	347	466
	2.5～3ha	73	125	251	111	140
	3ha以上	44	101	155	74	81
	例外規定農家	199	108	166	71	95
農家人口		424,899	345,867	283,196	110,176	173,020

(資料) 同上。

と同時に、奥地の山村における農業の解体が深刻に進んでいるのである。しかも、高知県の場合特徴的なことは、この農業の解体が、専業農家と第1種兼業農家の大巾な減少だけでなく、第2種兼業さえも絶対的に減少するという結果をもたらしていることである。これは、高知県の農業経営と農村経済の脆弱性が、いかに農村労働力の過剰化と人口の県外流出をもたらしているかを端的に示すものといえよう。さらに、農家経営の困難は、表3に明らかなように、この期間の農業収入の停滞、農業経営費の増大に示されるとおりであるが、それはまた、農家が一方では事業外収入の被贈扶助等の収入に依存せざるをえなくなりながら、他方ではますます増大する租税公課諸負担と家族家計費の増加に苦しめられていることとなって現われている。最後に、こうした農業経営の解体は、農家人口のプロレタリア化と都市への流出をもたらしただけでなく、10年間に1割をこえる農

表3 高知県における農家経済の推移

(単位 千円)

		1960年	65年		70年	
			金額	指数	金額	指数
収 入	収入総額	482.9	995.7	206	1860.8	385
	農業収入	299.2	523.3	181	910.5	315
	農外事業収入	89.7	137.0	153	127.6	142
	事業外収入	80.5	263.3	327	655.8	815
	被贈扶助等の収入	23.4	72.1	308	166.9	713
支 出	支出総額	424.3	865.1	204	1699.9	401
	農業経営費	117.8	220.4	187	473.1	402
	農外支出	17.4	70.3	404	47.2	271
	租税公課諸負担	18.0	37.3	207	90.7	504
	家族家計費	271.1	537.1	198	1088.9	402
農家経済余剰		58.6	130.6	223	160.9	275

(資料) 『高知県統計書』各年版より作成。指数は1960年=100としたもの。

表4 農業経営土地面積の推移

(単位 ha)

	総数	田				畑	樹園地
		総数	一毛作田	二毛作田	作らない田		
1960年	47,809	31,997	15,796	16,000	44	12,927	2,884
65年	45,230	30,776	17,145	13,155	156	9,868	4,584
70年	42,793	29,857	23,062	5,703	283	6,909	6,027
70/60	89.5	93.3	149.4	35.6	643.2	53.4	209.0

(資料) 同上。

業経営土地面積の減少という重大な結果をうんでいる。しかも、この農業経営土地面積の減少は、けっして一様で単純なものではなく、その内部構成に複雑な変化をとめないながら進行している。すなわち、高知県の場合の特徴は、裏作放棄による二毛作田の壊滅的減少、米以外の普通作の衰退による耕地の潰廃や山林への地目転換による畑の大巾減少、ミカン園の激増による樹園地の拡大とその急速

な廃園化、さらに、田の中につくられた施設（ハウス）による園芸用地以外の粗放耕作と一部耕作放棄、それに減反政策が加わって、耕作放棄田が急増していること、などである。米の二期作を誇っていた高知県の農業は、施設園芸に特化された商業的農業の発展のなかで、まさに深刻な崩壊の危機にたたさされているといえるのである。

このような農家経営の悪化、第2種兼業をふくむ全農家人口の減少、そして経営土地面積の絶対的減少などの諸現象は、高知県を相対的過剰人口のプールと労働力の供給源として特徴づけることとなった。たとえば、1965年の『高知県経済開発計画』という公文書のなかにさえ、次のような表現がみられる。

「昭和30年以降人口流出の傾向が顕著となり、昭和35年以降は年間1万人以上が県外へ流出している。この流出傾向を昭和35年についてみれば、主な転出先は、関西、関東、中部の三大工業地帯で96.5%を占め、さらに年令別にみれば15才～24才までの若年労働者が73.8%を占めていると推計され、本県が労働力の供給県であることを示している」（傍点引用者）。

伊藤善市氏は、「過密とか過疎とかの概念は、面積と人口のアンバランスの問題をさしており、きわめてフィジカルな概念である」として、次のように述べている。「きわめて逆説的ではあるが、いわゆる過疎地域なるものは、これを経済活動の規模と水準に照らしてみると、人口の相対的に多い地域であって、経済学的には過密なのである」と。これは、「過疎」化の基礎にある相対的過剰人口形成の問題を、面積—人口、経済水準—人口のアンバランスの問題におきかえて、誤まって説明した1例とみなすことができよう。「農村は、その恒常的な『相対的人口過剰』にもかかわらず、同時に人口不足である」⁽¹⁹⁾ というこのパラドックスはすでにマルクスの指摘したところであった。マルクスが「資本主義的蓄積の一般法則の例解」のeとしてイギリスの農業プロレタリアートについてふれたところの次の一文は、現代日本の「過疎」地域にもそのまま通じるような、驚くべき確さで農村の実態がとらえられているので、ここに引用しておきたい。

「都市への不断の移住、農業借地の集中や耕地の牧場化や機械の採用などによる農村での不断の『人口過剰化』、小屋の破壊による農村人口の不断の追い立て、

これらのことが手に手を携えて進んで行く。一つの地域の人間が減れば減るほど、その地域の『相対的過剰人口』はますます大きくなり、この過剰人口が雇用手段に加える圧力も居住手段を超過する農村住民の絶対的過剰もますます大きくなり、したがって農村では局地的過剰人口と最も悪疫培養的な人間の詰めこみがますますひどくなるのである。散在する小村落や市場町での人間集団の密度の増大は、農村の表面でのむりやりの人間排出に対応している。……」⁽²⁰⁾。

マルクスは、さらにここで、「農村労働者は、農業の中位の要求にたいしてはいつでも多すぎるのであり、例外的または一時的な要求にたいしてはいつでも少なすぎるのである」⁽²¹⁾ といっている。だが、現代日本の現実にそくして、より本質的な表現をあたえるならば、これは、独占の貪欲な蓄積欲求にたいしては農村労働力は相対的に過剰であり、地域における住民の生産と生活の要求にたいしては絶対的に不足している、ということになるであろう。農山村における最大の困難が、いわゆる「後継者」不足にあること、植林や伐採の人手の不足が山林経営の停滞をもたらしていること、労働人口の絶対的不足が農林漁業の生産物加工を軸とする「地場産業」への展望をうちくだしていること、等々を想起するだけで、このことを理解するには充分である。伊藤氏のように「面積に対しては人口が過疎であるが、経済活動に対しては過密」なのではない。地域経済の農民の発展にたいしては過疎で、独占の「資本合理性」からすれば過剰なのである。

第二に、このような農民的土地所有と小農経営の解体にともなう相対的過剰人口の形成は、同時に、農林漁業の独立自営を基礎とした地域における人間的生存と人間としての全面的発達の社会的自然的条件の喪失を意味している。前掲の『過疎地域問題調査報告書』が「社会的崩壊」とよんでいるものがそれである⁽²²⁾。

「社会的崩壊」はまず第1に、農林漁業と農家生活を守るための歴史的な自治組織である地縁的社会的集団としての「部落」の機能喪失となってあらわれる。部落は、これまでその領域内の土地と水を守るための保全機能をはたしてきた。道普請、蔭伐（かげきり）、川ざらえ、共有林管理、入会地の利用配分、堰堤・溜池の管理、防災などの部落構成員の平等な出役による遂行がそれである。さらに

部落は、冠婚葬祭一ゆりかごから墓場までの生活の全部面にわたる相互扶助と外部への対応と防衛の機能をはたしてきた。小寄組、講組（請中）、その他様々な集団や組織がこれを補完してきた。しかし、これらの機能は、いずれも土地の所有と経営における農民的自立性を基礎として、あるいはそれを支えるものとしてのみ有効なものにすぎなかったのである。

「社会的崩壊」の第2にあげられているのは「家族」の解体である。出稼ぎやマイクロバスによる遠距離通勤が家族生活をいかにいびつで不幸なものにするか、また兼業の増大が「財布がうまく割れない」ことからくる家庭のいざこざとまとまりの崩壊をいかに深刻なものにしているか、改めて詳述するまでもないであろう。そして、この家族の解体は、鈴木敏子氏の詳細な研究によると、「過疎」地域に典型的にひきおこされた「核家族化」の進行に示されている。氏は、60年代の高知県における家族構成の変化を次のようにまとめている。

「① 人口流出が大きかった地域ほど平均世帯規模が縮小した。

② そこでは、1～3人世帯、とりわけ2人世帯の比重が増したからである。

③ この10年間ににおける高知県の核家族化は急速であった。なかでも夫婦のみの世帯が著しく増加した。また単独世帯の増加はより著しかった。

④ 人口が多く流出した地域ほど、高齢者世帯の割合が高くなっている。そこでは老齢化指数が非常に高くなっており、今後一層高齢者世帯の比重が高まっていくことが容易に推測できる」⁽²³⁾。

高知県の老年人口指数は70年で17.1%と全国で最も高く（全国平均10.2%）、老年化指数も同様で52.3%（全国29.5%）に達している。「核家族化」と人口の老齢化、ここにわれわれは人間的な全面発達の基本条件の根底的崩壊をみないわけにはいかないのである。

このように農民的小土地所有と零細経営の解体には、同時にそれにささえられて成り立ってきた家族と地域共同社会という人間的生存と発達の条件の喪失が伴っている。そこでは、古い歴史的・伝統的な自治組織にかわる新しい自治組織——地域自治体としての市町村、農業協同組合、労働組合、企業組合等々の確立と発展がのぞまれるのである。が、にもかかわらず、資本主義の今日の発展段階

において、都市と農村の対立は決定的に拡大され、国家独占資本主義的地域開発は、地域における生産と生活と行政の一般的諸手段を地域住民の手から奪い、国家独占によって補強された金融資本の強蓄積の手段に転化しつつある。資源、土地、水などの一般的生産・生活・行政手段が地域自治体と住民の管理下からひき離されて、ますます強く国家独占的地域支配の道具の性格をおびていること、同時にまた、水道、道路、病院、保健所、学校、保育所、老人ホーム、障害児者施設等々の生活の共同諸施設が、国家行政を通じての地域生活管理の手段の役割を果しつつあること、そしてそれらのことが新しい地域住民の自治組織の発展をきわめて困難にしていること、ここに「過疎」地域における貧困化の第三の要素があるとしなければならない。「過疎」の山村にほとんど例外なくといってよいほどひきおこされているダム問題は、生活・生産・行政の一般的手段の金融資本の蓄積手段への組み入れの問題を典型的に示している。そしてこれを山林開発のためのスーパー林道の建設や観光開発と称する自然破壊や、石灰石などの鉱物資源の乱掘などの問題などに拡大応用して考えるとき、それは決して局地的・特殊の問題としてかたづけられないことのできない普遍的・一般的問題をはらんでいるといえるであろう。

ところが、行政投資効率の立場からする「公共経済学的」「過疎」把握は、この点を全く軽視ないし否定するのである。前掲の新飯田論文は次のように述べていた。

「農山村を中心に生じている急激な人口流出のうち、炭鉱の閉山とか、ダム工事の完成などのどちらかといえば特殊要因による場合が考えられるが、これも広く所得格差の中に含められる。しかし……、これらが過疎の基本現象を地域社会にひき起こすことになるケースは、一般に少ないといえよう。これらと異なると、やはり所得格差要因の中に含められるが、燃料革命による薪炭生産の衰退は、山村の出稼ぎ、人口流出につながる要因として重要である」⁽²⁴⁾ (傍点—重森)。

ここで、全て問題が「所得格差」に解消されている点はあらためて言わない。また、「燃料革命による薪炭生産の衰退」が「高度成長期」にひきおこされた小農解体の山村における普遍的現象として重要であることは確認できる。だが、氏

が「ダム工事の完成など」を「特殊要因」として、過疎現象との関連は「一般に少ない」としているのは、ただちに首肯しがたい。この点に関していえば、「しかし、ダムによって変わったのは川だけではなかった。……時あたかも、昭和30年代から始まった大都市への地滑りの人口移動、産業構造の変動は、ダム地点周辺の農山村の過疎化に拍車をかけ、農山村の荒廃を誘う例が多かった」⁽²⁵⁾ という高橋裕氏の言葉の方がよほど現実にマッチしている。そして、高橋氏は「ダム建設をめぐる社会的困難の底流には、都市と農山村の関係という命題が控えている」⁽²⁶⁾ ときわめ重要な指摘と提言をおこなっている。

筆者は別稿⁽²⁷⁾において、吉野川総合開発の中心事業として建設された早明浦ダムが、周辺町村の「過疎」化を、①ダム建設にともなう水没者移転、②ダム建設をテコとしてひきおこされた地域産業の激しいスクラップ・アント・ビルドと農漁民の賃労働者化、③ダムによる自然破壊・災害の頻発等の諸要因によって促進したという調査結果を報告しておいた。そしてまた、このようなダム建設とそれによる「過疎」化の促進が、ただでさえ貧弱な町村財政を一層危機的狀態においこんでいることを明らかにした⁽²⁸⁾。

1955（昭和30）年から71年までに水資源開発のために建設された多目的ダムは直轄・補助あわせて100ヶ所をこえている。その大部分が高さ60mをこえる大ダムであった。そして72年現在、継続・新規・実施計画中のものは直轄・補助あわせて120ヶ所をこえている⁽²⁹⁾。建設省河川局の『広域利水調査第2次報告書』によると、「昭和45年から昭和60年までに約580カ所の多目的ダム、河口堰、湖沼開発、流況調整河川等を完成し」⁽³⁰⁾ なければならないということである。われわれの乏しい見聞によるだけでも、早明浦ダムのような例は、規模の大小、事柄の多少の様相の違いはあっても、ダムと山村の共通の現象として広く存在することを確かめることができた。上記の数字は、これが決して「特殊要因」で「一般に少ない」といえるようなものでないことを、十分に示している。そして、土地、鉱物資源、水、とくに水の管理をめぐる都市と農村の対立は、今後一層深刻なものとなるであろうし、目下のところ自治体と地域住民が、この問題を真に地域の自主的・総合的發展をめざし、都市と農村の対立を止揚する方向で解決する

手がかりをつかみえていないところに、最大の難関があるといえるのではないだろうか。

以上、われわれは「過疎」を単純に「人口減少による生活困難の増大」とするのではなくて、資本蓄積の結果としてひきおこされた現代的貧困の地域的表現として、三つの局面において、(1) まず、最奥の基礎としての農民的土地所有と農民的小経営の解体、それによって生じた労働力の相対的過剰と絶対的不足、(2) これに起因するところの、労働を通じての人間の発達の諸条件すなわち伝統的地域社会と家族の解体、(3) そして生産・生活・行政の一般的諸手段の金融資本による地域支配の道具への転化、その結果として新しい民主主義的自治体、住民組織の成長の困難の問題として把握することの重要性を強調してきた。それは、「過疎」という言葉に最初から特別な意図を含ませていた「人口論的過疎論」と、その言葉にひきずられて、結局行政投資効率の立場からする「過疎」対策を補完することになりかねない「人間的地域過疎論」を充分に克服することなしには、「過疎」地域における自治体行財政水準のあるべき姿について論じることができない、と考えたからにはほかならなかった。筆者は別稿において、現在の政府と自治体による「過疎対策」が、いかに無力であるか、むしろいかに「過疎」化を促進するに役立っているかということを、高知県の例によって明らかにした⁽³¹⁾。そこで、ここでは最後に、「過疎」克服の展望をこめて、地域自治体のあるべき行財政水準についての若干の提言をして稿をとじることしたい。

おわりに —— 「過疎」克服への展望

F・エンゲルスは1878年に次のように言っている。

「こういうわけで、都市と農村との対立を廃止することは、たんに可能なだけではない。それは、工業生産そのものの直接の必要事となっており、同様にまた、農業生産の面からみても、さらに公共衛生の面からみても、必要なことになっている。都市と農村とを融合させることによってのみ、今日の空気や水や土壌の汚染をとりぞくことができるし、そうすることによってのみ、今日都市で瘦

せおとろえている大衆の状態を変え、彼らの糞尿が、病気を生みだすかわりに植物を生みだすために使われるようにすることができる」⁽³²⁾と。

この都市と農村の対立の廃止についての可能性と必要性をのべたエンゲルスの言葉が、およそ百年後の日本において、なんと切実感をもってひびいてくることであろうか。そして、われわれが「過疎対策」のあり方、「過疎」自治体の行財政の公準を定める際にまず念頭におかなければならないのはこのことであろう。

すなわち、「過疎・過密」の矛盾、都市と農村の対立が一方ではかくも悲惨で深刻な住民生活の苦難を生みだしてはいるが、同時にその中からこの矛盾・対立の克服の物質的・主体的条件がどのように成熟しているのかということの認識をぬきにして「過疎対策」を考えることはできないであろう、ということである。小土地所有の解体と人口のプロレタリア化は、他面では農民と労働者の融合の、農民が労働者の組織的指導性を受け入れる条件をつくりだす。家族と古い地域共同体の解体は、他方ではより広範囲で発達した技術水準・行政水準のもとでの近代的自治組織の必要性となってあらわれる。そして、道路・鉄道、水・電力、発達した農業機械や近代的工場は、一定の条件のもとでは地域経済の自主的発展の手段に転化させることができる。問題は、地域自治体が、労働者・農民・地域住民の結合した組織力を助成しながら、いかにして自治体としての機能を充分に発揮するか、独占による地域管理を規制しながら、いかにして生活・生産・行政の一般的手段たる土地・水・資源の管理と統治の力量を発揮するかにかかっているといえるのではないだろうか。

エンゲルスはまた別のところで次のようにも言っている。

「人口が全国にできるだけ平均に分布するようになったときにはじめて、工業生産と農業生産が緊密に結びつけられ、くわえるにそれによって必要となった交通手段の拡張が実現されたときにはじめて——その場合、資本主義的生産様式はすでに廃止されているものと前提して——、農村住民が数千年の昔からほとんど常住不変の生活をおくってきた孤立と愚昧化の環境から、彼らをひきだすことができる」⁽³³⁾と。

たしかに、エンゲルスの言うように資本主義的生産様式の廃止ときりはなして

都市と農村の対立の克服を語ることは「ユートピア」であろう。しかし、われわれは今日、都市と農村の対立を全国的に一層鋭いかたちで再生産するのではなくて、その対立をできるだけ緩和し融合する方向での4分の1世紀にわたる京都民主府政の経験をもっている。そして、それは、資本主義の止揚がおこなわれなくても、独占——国家独占の規制と結びつけた一貫した政策の展開によって、都市と農村の対立を克服する方向を見出すことができることを実証しているのである。

『京都民主府政・その到達点と課題』という共同研究にそってその中心的問題を抽出すれば、次のようになるであろう。

(1) “零細農擁護”の目的意識的追求。「京都府農政は最も劣悪な条件のもとで、戦後段階におけるわが国の農業生産力の発展のあるべき道筋と、小農を擁護しその意識と力量を高めつつ、小農によって小農制を克服していく農業変革の前期段階のあるべき姿を、全国にむけて鮮明に実証してきた」⁽³⁴⁾。そして、地域の農民を下層の零細農、あるいは奥深い山村（最劣等地）の農民まで含めて生産のにない手として存続させることこそ、地域ぐるみの土地・水資源と生活環境を保全する大前提であり、農業全体の発展の基礎条件であるという点で、これこそ「過疎対策」の第一の課題としなければならないであろう。さらに京都府農政は、土地の最高度に集約的・合理的利用、そのための共同施設・機械の導入をはかりながら、個別経営の生産力と収益を高めることを基調にしつつ農業経営の集団化の努力をつづけてきた。農協に関しては「1市町村1農協をめざし、府・市町村の農政と農協とを緊密に結びつけ、農協が生産と生活における地域ぐるみの自主的集団化の核となりうる基盤を築きあげたことは否定できない」⁽³⁵⁾ というところにまで到達しているのである。

(2) 労農提携と地域住民の民主的・政治的力量の向上。「農山漁村はなお保守の牙城であり、労農同盟は至難であると日々実感せざるをえない他府県の人々がその場にいわせたら、驚異の感を抱いたであろう」ような労農提携の具体的姿が京都府では見事に展開されている⁽³⁶⁾。地域の伝統的な共同体の解体のなかから、“草の根保守主義”をつき破って新しい労働者・農民の組織が生みだされて

くる。自治体労働者、教育労働者、農協労働者、地域労働者、農民のそれぞれの力量が結集されて、地域におけるくらしと行政の新しい担い手が形成され、それらが国政の変革をも追求するほどの政治的自覚と統治力を身につける、ここにこそわれわれは「過疎」克服の真の展望をみることができるのではないだろうか。地域自治体の最大の課題の1つは、このような意味での地域住民の組織力をいかに助成していくのかということに求められるべきである。

(3) 都市と農村を結ぶ生産、流通、生活、行政の一般的共同的手段の配置。水、電力、道路、流通機構、学校、公民館、有線放送等々の共同諸施設の建設と管理は、京都府の場合すべて都市と農村を結び両者の融合をはかるという観点からおこなわれている、といって過言ではないであろう。そこでは、北部の農山村地域が水・土地・労働力の供給源で、南部の都市・工業化地域がその利用と生産の場であると単純化されてはいない。あるいはまた農山村地域が残された人々の消費生活の場で、都市地域だけが生産・文化・政治の面での優位を保持すべき場であると位置づけられているわけでもない。むしろぎゃくであって、農山村が正しく生産と生活の場として独自の発展をとげるべきところとして位置づけられることによって、はじめて都市と農村の対立を克服する方向でのこれらの共同諸施設の配置が生かされることになるのである。大野ダムにおける独自の建設・補償・管理方式、北部山村への早期の電気・動力線の導入、集落間・市町村間を結ぶ“足もと道路”を基礎としながら阪鶴道路をはじめ南北を結ぶ独自の道路建設政策、農民的な生産、加工、流通の一貫体系の形成をめざす流通機構整備事業、これらはすべて生産地たる農山村と消費地たる都市を合理的につなぐものとして計画されてきた。そして、このような産業面での政策がふまえられてはじめて、地域の共同生活施設の拡充整備が意味をもってきたといえるのである。

以上が、「過疎」地域における貧困化の現実と対応させながら見た、京都民主府政の成果の中心点である。このことは、他面では、「過疎」地域自治体のあるべき行財政水準をみる場合、1市町村内の狭い範囲でこれをはかることは不可能ではないか、ということをも示している。というのは「過疎」克服の真の展望は、都市一農村対立の止揚の方向で、一定の広域を視野におくことを抜きにして

は語れないからである。そして、それは同時にまた、真の解決は国政の変革、国民経済編成のあり方の自主的民主的方向への転換にもとめられるべきことをも示している。

「過疎」対策は、経済的合理性にもとづく人口流出を肯定したうえで、行政投資効率の立場から集落再編成をおこなうことにもとめられるべきでないことはもちろんである。そしてまた、「過疎」=人口減少による生活困難とした上で、基礎的生活条件をどのように確保するかという問題に解消されてもならない。農山村地域を人間の生産と生活の場として位置づけ、その地域の自立的発展の道を、都市と農村、工業と農業の対立の廃止という展望のなかで見出していく、ここに求められなくてはならない、と思うのである。

(注)

- (1) 島 恭彦「民主的自治体論の基本視角」(『住民と自治』1975年4月号)80ページ。
- (2) 財団法人過疎地域問題調査会『過疎地域問題調査報告書』(1974年3月)111ページ。
- (3) 同上 109ページ。
- (4) 「過疎地域対策緊急措置法」の第1条には次のように書かれている。「この法律は、最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準および生産機能の維持が困難になっている地域について、……」。
- (5) 新飯田宏「過疎問題の経済学的考察」(季刊『現代経済』3, 1973年10月所収)
- (6) 同上 110ページ。
- (7) 同上 117ページ。
- (8) 佐伯尚美・小宮隆太郎編『日本の土地問題』第5章「過疎問題」(1972年7月, 東京大学出版会)126ページ。
- (9) 平井都士夫・山口 孝編『激動のなかの国鉄』(1973年12月, 汐文社)230ページ。
- (10) 拙稿「過疎自治体と財源問題」(高知大学経済学会『海南経済学』第3号 1975年3月所収)10ページ参照。
- (11) 池上 徹『日本の過疎問題』(1975年4月, 東洋経済新報社)57ページ。
- (12) 同上。
- (13) 農山村における生産と生活のかかわりについては全く指摘がないわけではないが、きわめて稀薄である。この点後述。
- (14) 前掲書 131~142ページ。
- (15) 同上 129~130ページ。
- (16) 同上 130ページ。
- (17) 同上 149ページ。
- (18) 伊藤善市編著『過密・過疎への挑戦』(1974年1月, 学陽書房)19ページ。
- (19) K・マルクス『資本論』(岡崎次郎訳, 国民文庫版第3分冊)324ページ。
- (20) 同上 323ページ。

- ㉑) 同上 324ページ.
- ㉒) 前掲『報告書』118～122ページを参照.
- ㉓) 鈴木敏子「過疎化と家族構造の変動」(『高知大学教育学部研究報告 第27号 第2部』1975年) 12ページ.
- ㉔) 新飯田前掲論文 113ページ.
- ㉕) 高橋 裕「対立する都市と農村——水資源開発の公共性を考える——」(『世界』1975年10月号) 189ページ.
- ㉖) 同上 192ページ.
- ㉗) 拙稿「過疎自治体と財源問題」(高知大学経済学会『海南経済学』第3号, 1975年1月所収)
- ㉘) 同上 13～27ページ. なお, 同論文で「過疎」自治体の財政状態の分析と財源構想についての若干の提言をも行なっているので参照していただければ幸いである.
- ㉙) 財団法人水利科学研究所『水経済年報1973年版』参照.
- ㉚) 同上 1974年版所収のものを参照.
- ㉛) 前掲拙稿.
- ㉜) F・エンゲルス『反デューリング論』(『マル・エン 8巻選集』第6巻, 大月書店) 301ページ.
- ㉝) F・エンゲルス『住宅問題』(同上第5巻所収) 145ページ.
- ㉞) 自治体問題研究所京都民主府政研究会編『京都民主府政』(1974年3月, 自治体問題研究所) 105ページ.
- ㉟) 同上 113ページ.
- ㊱) 同上 93ページ.